

富士市オフィス立地事業費補助金

富士市では、新たに「まちなか」において、
オフィス等を設置する事業者を応援します。



最大
500
万円

【補助率】

区分	補助率（上限額）
建物を 新築又は購入	補助対象経費（建物取得・改装・内装工事等） の合計額の2分の1 【上限額500万円】
建物を 賃借し改修	補助対象経費（建物取得・改装・内装工事等） の合計額の2分の1 【上限額250万円】

【問い合わせ先】

富士市産業交流部産業政策課企業誘致担当

〒417-8601 富士市永田町一丁目100番地

TEL:0545-55-2906

E-mail:sa-sangyou@div.city.fuji.shizuoka.jp

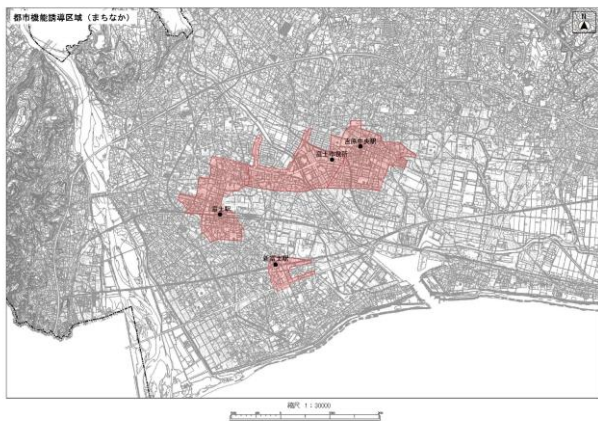


市ウェブサイトはこちら

補助対象となる事業者

- 1 まちなかにオフィス等を設置していない中小企業者であること。
- 2 新設等の契約日から起算して3年以内に事業を開始すること。
- 3 市内の事業所に勤務する従業員の総計が、事業開始日の属する月の月末までにオフィス等の新設等の契約日の属する月の末日と比較して1人以上増えていること。
- 4 事業開始日以降、設置したオフィス等に従業員を1名以上配置していること。
- 5 補助対象経費が100万円以上であること
- 6 市の他の企業立地関連の補助金（富士市企業立地促進奨励金、富士市ものづくり力向上事業補助金等）の交付対象になっていないこと

補助対象地域（赤く塗られたエリア）



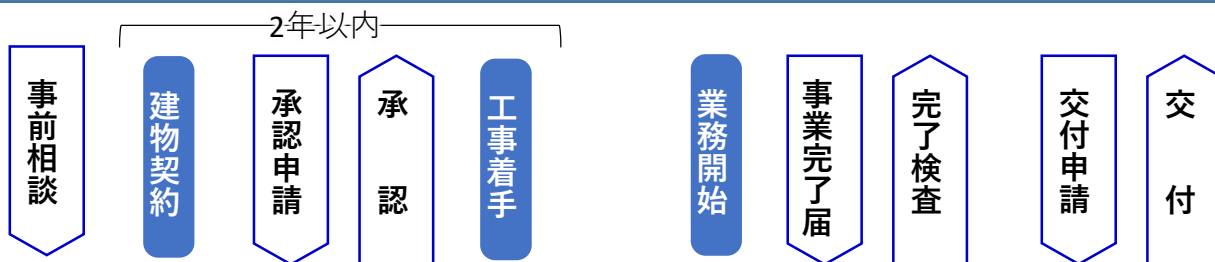
補助対象業種

- 本社機能等の業務を行う事業所
- 情報通信業
- 学術研究、専門・技術サービス業
- 職業紹介・労働者派遣業
- 市が必要と認めた事業

※補助対象業種については、市ウェブサイト又は市担当課にご確認ください。

手続きの流れ

事業者



市

【注意点】

- オフィス立地事業に係る工事の着手日までに、市の承認を受ける必要があります。
- 補助金の交付は予算の範囲内となります。
- 承認を受けた事業は、事業開始後5年間継続する必要があります。
- 承認を受けた事業の廃止や譲渡、貸付等が生じた場合は、補助金の返還を求めます。
- 直系役員や自己が役員となっている法人との契約は補助対象経費に原則含みません。